

第2節 平成14検査事務年度のトピックス

I 金融再生プログラムに基づいた各施策に対する取組み

平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図り、また、その影響により、我が国の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することがないように、より強固な金融システムの構築を目指すといった同プログラムの趣旨に基づき下記の各施策を講じてきたところである。

1. 資産査定の厳格化

(1) 金融検査マニュアル改訂

14年10月30日に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定の厳格化を図るための方策として「資産査定に関する基準の見直し」等が盛り込まれたことから、日本公認会計士協会では、「DCF等検討プロジェクトチーム」を設置し、検討を行ってきた。

金融庁としても、検査・監督当局の立場から、日本公認会計士協会と必要な調整を行うため、昨年11月、「公認会計士協会との連絡協議会（ワーキング・チーム）」を設置し、6回に及ぶ検討を行い、12月26日、引当に関するDCF的手法の採用及び引当金算定における期間の見直しについて、金融検査マニュアルを改訂することとし、パブリックコメントに付した。この結果、19先から寄せられた121件のご意見等を踏まえ表現等の改善を行い、2月25日、金融検査マニュアルを改訂し、通達として発出・公表したところである。

概要は以下のとおり。

① 引当に関するDCF的手法の採用

要管理先及び破綻懸念先の引当手法について、DCF法を選択肢として書き加えたうえで、「与信額が100億円以上の大口債務者」については、「DCF法の適用が望ましい」とした。

② 引当金算定における期間の見直し

要管理先（3年基準）及びその他要注意先（1年基準）の引当金算定期間について、以下の方法を書き加えたうえで、「与信額が100億円以上の大口債務者」については、「その適用が望ましい」とした。

○ 要管理先に対して、やむを得ずDCF法を適用できない場合には、個別的な残存期間による引当を適用する。

○ その他要注意先のうち、要管理先以下から上位遷移した大口債務者については、要管理先に準じた引当手法を適用する（DCF法、又は、現行の要管理先の引当手法）。

（備考）大口債務者に対するDCF法及び引当金算定期間の適用については、監督局より、主要行に対し15年3月期から適用するよう要請。

(2) 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

複数の主要行から融資を受けている大口債務者について、各主要行における債務者区分が検査後の適正な債務者区分と同一となるよう、14年12月に整備したデータ・ベースを基に15年1月以降の主要行への検査を通じて順次統一を図っている。債務者の状況は時間の経過とともに変化するものであることから、債務者区分の統一は、各行における債務者区分が常に検査後の最新の債務者区分に統一されている状態の維持に向けた継続的な取組となる。

これまで主要行7行に対する検査を実施しており、これらの検査において、債務者区分にずれのある大口債務者についてその統一を図ってきた。

また、15年3月期の特別検査により、債務者の直近の業況等を反映した、メイン行における適正な債務者区分を新たに確定したところであり、これに基づき、準メイン以下の主要行に対する通常検査において、債務者区分の統一を図っている。

(3) 再建計画検証チーム

主要行における大口債務者の厳格な自己査定を確保するため、債務者区分の前提となる再建計画の妥当性や進捗状況を重点的に検証することを目的に14年12月、企業再生に精通した外部の専門家等で構成される再建計画検証チームを設置した。

同検証チームは、検査班への同行や助言等の形で検査に参画し、計画の妥当性の可否について検証を行ったほか、金融機関から再建計画に関するヒアリング等を行った。

2. 特別検査の再実施

(1) 特別検査の再実施の経緯等

特別検査とは、株価など市場の評価に著しい変化が生じている等の大口債務者に着目して、主要行に対して行う検査で、銀行が実施する自己査定期間中に立入りを行い、直近の企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分を確保し、当期の決算に反映させようとするものである。

特別検査は、当初、不良債権問題解決のために改革工程表（平成13年9月26日）に盛り込まれ、これを受けて策定された改革先行プログラム（平成13年10月26日経済対策閣僚会議決定）に基づき、平成13年10月から実施した。

さらに、平成14年10月30日に取りまとめられた「金融再生プログラム」において、主要行の資産査定の厳格化を徹底させる観点から、「平成15年3月期について、リアルタイムの債務者区分の厳格な検証を継続する形で、特別検査の実質的な再実施を行う」こととされた。

金融再生プログラムを受けた今回の特別検査は、主要行11行全てを対象としており、167先の大口債務者について検証を行った。本検査は平成15年1月27日から実施し、その結果を15年4月25日に公表した。

(2) 特別検査等の実施結果（資料19-2-1）

今回は、金融再生プログラムの一環として特別検査を再実施しており、この他にも、上記のとおり再建計画検証チームによる特別検査対象債務者の再建計画の重点的な検証やDCF法の大口要管理先への適用要請など、主要行の資産査定に厳格化に向けた施策を総合的に実施している。これらは全体として以下のような結果につながっている。

- ア. 今回の特別検査において、167先中27先について、債務者区分が下方に遷移した。既に昨年の特別検査等で厳格な検証を実施しており、さらに多数の債務者が下位遷移することは想定されにくい中、現実には、企業実態の悪化等を反映して、下方への遷移が発生した。
- イ. 他方、昨年の特別検査等による厳格な検査結果を受けて、再建計画を策定・実施し、事業再生の道筋に乗っているものが、大口債務者を中心に相当数あることが確認された。それらは、今回の特別検査では、債務者区分に変更がなかったもの（再建計画に基づく金融支援等を14年9月期までに実施して上位遷移し、そのまま債務者区分が維持されたものなど）119先、債務者区分が上方に遷移したもの（金融支援が15年3月期下期に実施され、上位遷移したものなど）17先となって現れている。
- ウ. また、検査後の債務者区分を踏まえた15年3月期の不良債権処分損の見積額は、特別検査の対象先だけで1.3兆円と引き続き高い水準となった。昨年の特別検査による14年3月期の不良債権処分損1.9兆円と合わせると、特別検査対象者だけで、3兆円を超える不良債権処理が進められたことになる。
- エ. さらに、特別検査対象先のうち大口要管理先の引当率が22%から35%に上昇した。これは、DCF法導入の効果と考えられるが、主要行における将来損失への備えである貸倒引当金が、より厚く手当てされてきている。

3. 自己査定と金融庁検査の格差公表（資料19-2-2）

現在の金融検査は、銀行の自己責任に基づく自己査定の上に成り立っている。この枠組みの中で、厳格な自己査定への自覚を促すとの観点から、主要行における自己査定と検査結果との格差を14年11月8日に集計ベースで公表した。

金融庁（金融監督庁）は、平成12年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施してきており、主要行に対しては、平成14検査事務年度中に、2巡目の検査を完了した。11月に公表したのは、1巡目検査（主要行全15行）と2巡目のうち公表時点で実施済みのもの（主要行12行中5行）について集計した数値である。

公表に当たっては、貸出金分類額（貸出金のうち回収に懸念のあるものの合計額）と償却・引当額（対象決算期の直接償却額と貸倒引当金の合計額）のそれぞれについて、自己査定の数値が検査の結果どの程度増えたかを増加率として集計ベースで示した。具体的には、貸出金分類額の増加率は、1巡目35.9%、2巡目14.5%、償却・引当額の増加率は、1巡目47.1%、2巡目23.7%となっている。

なお、1巡目検査は、12年3月期から13年9月期にわたる4決算期のいずれかを、2巡目検査の既実施分は、13年9月期又は14年3月期を対象としている。

公表された格差は、検査対象となった決算期における銀行の自己査定と、銀行との議論を経て最終的に決着した検査結果との比較である。

主要行のこうした格差については、今後定期的に公表することとしている。

4. 増資に関する法令等遵守態勢に係る検査

金融再生プログラムでは、第三者割当増資にかかる資本の適格性をチェックすることとしており、これを受け、監督上の措置として、本年2月事務ガイドラインが整備されたところである。こうした動きを踏まえ、検査においても、増資に係る法令等遵守態勢について検証を行うという観点から、通年・専担検査の一環として実施している主要行グループの持株会社に対する検査時に、当該検証を行うとともに、一部当該持株会社傘下銀行に対しても立入検査を実施した。

5. りそな銀行に対するガバナンス検査について

特別支援金融機関に対しては、金融再生プログラムに沿って特別支援の決定後、速やかにガバナンスの検証に重点を置いた立入検査を実施することとしている。15年5月、特別支援の枠組みの適用を受けたりそな銀行に対しては、経営管理機能を補足する観点からその機能発揮状況について検証を行っている。

II. 経営実態に応じた検査の運用

1. 中小企業の実態を反映した検査の確保

中小企業等の経営実態に応じた適切な債務者区分の確保を目的として作成された金融検査マニュアル別冊を適切に運用するため、検査官及び金融機関はもちろんのこと借り手である債務者企業等にも当該別冊の周知を図ってきたところである。特に、昨年10月の「金融再生プログラム」において、中小企業貸出に対する十分な配慮を図る観点から、借り手企業に対し、マニュアル別冊の趣旨・内容の周知徹底が盛り込まれたことを受け、同年11月から12月にかけて説明会を集中的に実施したところである。

さらに、債務者である中小企業の実情に即したきめ細やかな実態把握に努める観点から、マニュアル別冊の定着状況等をモニタリングするとともに、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう、現在、その効果や残された課題を把握すべく、金融機関や商工団体を対象としたアンケート調査を実施しているところである。

2. 検査における「貸し渋り・貸し剥がし」問題への対応

金融再生プログラムに基づき開設された「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報について検査での活用を図りつつ、検査の際に金融機関において健全な融資態度が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないか等について検証を行っている。